平成２１年（フ）第１７５９７号
東京都多摩市連光寺６丁目５－１－Ａ－201
債務者　徳田　芳和
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７５９８号
東京都杉並区高円寺南２丁目50－６－204
富永方
債務者　本城　聰行
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６０１号
東京都立川市柏町３丁目53－２
債務者　齋藤絵美子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６０６号
東京都北区十条仲原４丁目８－８－101
債務者　安部　孝一
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６１１号
東京都西東京市富士町４丁目23－２－302
債務者　大槻　利夫
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６１２号
東京都西東京市富士町４丁目23－２－302
債務者　大槻あや子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６１８号
東京都世田谷区北沢４丁目29－22－207
債務者　長野　高士
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６１９号
東京都目黒区祐天寺２丁目３－16－301
債務者　高橋勢津子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６２１号
栃木県栃木市平柳町３丁目９－６
債務者　荒木　　忠
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６２４号
東京都大田区羽田５丁目15－18
債務者　畑中　久江（旧姓村石）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６２５号
千葉県木更津市ほたる野１丁目25－14
債務者　岩倉　一恵
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６２８号
東京都練馬区石神井町８丁目22－17－202
債務者　永井　真樹
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６２９号
東京都杉並区高井戸西１丁目５－17－204
債務者　本村　義高
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６３０号
東京都荒川区南千住４丁目９－２－1001
債務者　石崎　千寿
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６３４号
東京都江戸川区中央３丁目15－３－304
債務者　萱野　弘美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６３５号
東京都葛飾区高砂１丁目３－７－202
債務者　那須川舞子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部